

生駒市規則第 1 1 号

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 9 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市税条例施行規則（昭和 5 2 年 4 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第 3 項中「附則第 2 7 条」を「附則第 2 6 条」に改める。

別表一般的事項関係の部 1 の項中「法第 3 5 3 条第 2 項、法第 4 5 0 条第 2 項、法第 4 7 0 条第 4 項、法第 5 2 5 条第 2 項及び法第 5 8 8 条第 2 項」を「第 3 5 3 条第 3 項、第 4 5 0 条第 2 項、第 4 7 0 条第 5 項、第 5 2 5 条第 3 項及び第 5 8 8 条第 3 項」に改め、同部 2 の項中「法第 3 6 6 条、法第 4 3 7 条、法第 4 8 5 条の 6、法第 5 4 6 条及び法第 6 1 6 条」を「法第 3 3 6 条、第 4 3 7 条、第 4 8 5 条の 6、第 5 4 6 条及び第 6 1 6 条」に改め、同部 1 7 の項中「第 1 5 条の 7 第 1 項」を「第 1 5 条の 7 第 2 項」に改め、同部 2 7 の項中「（政令第 6 条の 1 3 第 2 項）」を「政令第 6 条の 1 3 第 2 項」に改め、同部 2 9 の項中「第 2 0 条の 1 0 第 1 項」を「第 2 0 条の 1 0」に改め、同表固定資産税関係の部 5 5 の項及び 5 6 の項中「第 3 5 3 条第 2 項」を「第 3 5 3 条第 3 項」に改め、同部 6 7 の項中「第 7 9 条」を「附則第 1 2 条の 2 第 1 項」に改め、同表入湯税関係の部 9 7 の項中「第 7 0 1 条の 1 2 第 4 項」を「第 7 0 1 条の 1 2 第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。